

日野ピックルボール協会 会則

第一条 （名称）名称は、日野ピックルボール協会（以下、本協会）とする。

第二条 （事務所）本協会の所在地は日野市川辺堀之内 37- 1F とする。

第三条 （目的）

東京都日野市におけるピックルボール活動団体を統括し、周辺地域のピックルボールコミュニティとの連携を図り、ピックルボールのより一層の普及・振興・競技力向上に寄与する。

また、ピックルボールを通じてメンバー一人一人のライフステージに即した体力の向上、健康の増進および健全な精神の育成に寄与し、市民活動のより一層の発展に貢献することを目的とする。

第四条 （活動内容）目的達成のため、次の特定非営利活動を行う。

- （１）健康増進・技術向上のための、練習会のサポート
- （２）ピックルボール普及のための、初心者を対象とした体験会の開催
- （３）ピックルボールに関わる指導者の育成、技術の研究、調査・資料収集
- （４）地域交流、競技力向上のための、大会やイベントの開催
- （５）日野市及び他都市コミュニティ、登録団体との連携を図る事業
- （６）本協会の目的遂行に必要かつ有効な事業

第五条 （組織）本協会は、次の役員を置く。

理事長 1 名
副理事長、会計、監査、外部顧問 各 1 名以上
理事 2 名以上

第六条 （選任方法等）

1. 役員の任期は原則 2 年とする。ただし、心身故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき／転居・仕事等で協会活動が困難となるとき／職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときは、議決により解任することができる。
2. 協会理事長は、協会理事の過半数の賛成をもって決定する。 その他役員は、理事長が指名し、本人の承諾をもって決定する。
3. 役員が欠けた時は、理事長が兼務する。加えて、理事長が欠けた時は、新たな協会理事長が決定するまでの間、副理事長がその任務を行う。

第七条 （役員の役割）

1. 理事長は、本協会を代表し本協会の活動を統括する。

2. 副理事長は、会長を補佐し欠席のときはその職務を代行する。
3. 会計は、本協会の活動で生じた金銭等の財産を管理する。
4. 監査は、本協会の会計を監査し、不適切なことを発見した時は、協会内に報告する。
5. 外部顧問は、本協会のすべての業務に対して助言をする。

第八条 （理事会）原則 月1回、役員の中から幹事・書記を選任する。出席義務は生じない。

第九条 （報酬）年度末に、理事会で議決された金額を理事に支払う。

第十条 （会計）

本協会の運営に必要な経費は、所属団体の年会費、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。剰余金が発生した場合は、翌年に繰り越すものとする。

第十一条 （活動年度） 本協会の活動年度は、毎年4月1日から3月31日とする。

第十二条 （所属団体）

1. 下記に該当し、協会理事長および副理事長が承認した団体は本協会へ所属登録ができる。
 - （1） 日野市を中心とした地域で活動
 - （2） 本協会の方針に賛同
 - （3） ピックルボール愛がある
2. 入会金は無料、年会費は次のとおりである。1団体7,200円
年度途中加入の場合は月割計算し、活動年度に退会した場合でも返還しないものとする。
3. 団体には次のようなサポートをする。
 - （1） 大会・イベントの情報を優先的に共有。
 - （2） 団体独自のイベントの後援（お手伝い）。
 - （3） ピックルボールに関する技術・ニュース等の情報共有。
4. 所属団体はいつでも、任意に退会することが可能である。
5. 下記に定める事由に該当した場合は、協会が強制的に退会させることができる。
 - （1） 本協会の規約に違反したとき。
 - （2） 反社会的・非社会的行動を行ったとき。
 - （3） 上記の他、協会理事長および副理事長の判断。

第十三条 （解散） 本協会は、理事会において全員の合意により、解散できるものとする。

第十四条 （会則の改定） 本協会会則は、協会役員の過半数の同意をもって改定することができる。

2025年8月1日